

姫路市ジュニアオーケストラ 規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 オーケストラ活動を通して、姫路市が推進する「音楽のまち・ひめじ」の次代を担う人材の育成を図るとともに、姫路市の音楽文化の更なる発展に寄与することを目的に設置する姫路市ジュニアオーケストラの運営に関して必要な事項を定める。

(名称)

第2条 本オーケストラは、姫路市ジュニアオーケストラと称する。

(事務局)

第3条 姫路市ジュニアオーケストラ（以下「本オーケストラ」という。）の事務局は、公益財団法人姫路市文化国際交流財団振興課内に置く。

(事業)

第4条 本オーケストラは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期演奏会及び出張演奏会の開催
- (2) 「音楽のまち・ひめじ」事業への参加
- (3) 合同演奏会等への参加
- (4) その他本オーケストラの目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本オーケストラの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 組 織

(名誉団長及び団長)

第6条 本オーケストラに名誉団長を置く。名誉団長は姫路市長とする。

2 本オーケストラの団長は、公益財団法人姫路市文化国際交流財団理事長とする。

(音楽監督)

第7条 本オーケストラに音楽監督を置く。音楽監督は、団長が委嘱する。

2 音楽監督は、専門的立場から団員に音楽的指導を行うとともに、事業に対するアドバイスをを行う。

(アドバイザー)

第8条 本オーケストラにアドバイザーを置く。アドバイザーは、音楽監督が任命する。

2 アドバイザーは専門的立場から団員及び専任講師等に音楽的指導を行うとともに、必要に応じて団務に対するアドバイスをする。

(専任講師)

第9条 本オーケストラに専任講師を置く。専任講師は、音楽監督が選任する。

2 あらかじめ本オーケストラが定めた練習日ではない日に練習を行う場合又は音楽監督が特別に認める場合に限り、専任講師は、本オーケストラを指導できる能力及び

技術を有する者を自身の代行として指導に充てることができる。

- 3 本オーケストラの更なる技能向上を図るため、専門的な知識と優れた技術力を持つ者の指導が必要である場合、音楽監督と協議の上、特別講師を招聘することができる。

(団員)

第10条 本オーケストラの団員は、以下の各号に該当する者のうち団長が適当と認める者とする。

- (1) 原則として、姫路市または姫路市近辺に居住していること。
- (2) 年度の4月1日現在、小学4年生から25歳以下であること。
- (3) 楽器は原則個人持ちとする。ただし、コントラバス及び打楽器は、オーディション・練習・本番時に本オーケストラが所有する貸楽器（以下「貸楽器」という。）を使用できる。
- (4) 申し込み時点で希望楽器の経験年数が1年以上であること。
- (5) 月3回から4回の練習に参加できること。
- (6) 自主的に取り組み、熱意をもって参加できること。
- (7) 未成年者については保護者の承認を得ていること。

- 2 入団は本オーケストラの実施するオーディションの合格をもって決定する。

第3章 経 費

(運営費)

第11条 本オーケストラの運営費は、姫路市補助金、入団費、会費、寄付金その他をもってこれに充てる。

(団費の納入)

第12条 団員は、入団費と会費を納入しなければならない。ただし、入団費は入団時に全額を、会費は毎年前期、後期に分け半年分を前納するものとする。年度途中で退団した場合、入団費及び会費の返金を行わない。

2 入団費 5,000円

3 会 費 4,000円/月

4 その他本オーケストラの実施する事業の際に、臨時徴収を行う場合がある。

(その他経費)

第13条 団員は、定期演奏会代(最大5,000円/年)及び合宿参加費(実費相当額)を別途納入しなければならない。

第4章 練 習

(練習日時)

第14条 本オーケストラの定期練習は原則として毎週日曜日の午前10時から午後1時までとする。ただし、公演本番が近づいたときは、臨時に練習を行う場合がある。

- 2 団員は練習後、午後5時まで個人練習として練習会場を使用することができる。

(練習会場)

第15条 主たる練習会場は、姫路市文化センターリハーサル室又はパルナソスホール練習室とする。

2 前項の練習会場を使用しがたい場合は、別の会場を使用する。

(楽器の賃貸)

第16条 団員は、必要があると認められる場合に限り、貸楽器を使用することができる。

2 貸楽器を使用する場合、団員は所定の申込書を提出し、団長の許可を受けなければならない。

3 楽器の貸出期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

4 貸楽器を使用する場合、団員は別途使用料を支払わなければならない。

5 貸楽器の使用にかかるメンテナンス費用、消耗品の購入は、使用者の負担とする。

6 貸楽器は、善良な管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。

7 楽器を借り受けた団員が、故意又は過失によって貸楽器を損傷した場合、その修理代を負担しなければならない。

第5章 退団、休団、卒団

(退団)

第17条 以下の各号に該当する者は、団長、音楽監督、専任講師の協議の上、退団させることができるものとする。

(1) 特別の理由がないにもかかわらず練習への参加が少なく、活動に熱意が認められない者

(2) 特別の理由がないにもかかわらず、会費を納入しない者

(3) 協調性に欠け、在団することが不相当であると認められる者

2 団員が自らの意思により退団する場合は、所定の退団届を提出しなければならない。

(休団)

第18条 団員が自らの意思により休団する場合は、所定の休団届を提出しなければならない。

2 休団中においても、団員は会費を納入しなければならない。

3 休団の期間は1年以内とし、1年を超える場合は退団又は卒団扱いとする。

(卒団)

第19条 年度の最後の定期演奏会時点で25歳である団員は、その演奏会をもって卒団することとする。

2 前項により卒団する者及び3年以上在団し、自らの意思により退団する者には卒団証書を交付する。

第6章 運営委員会

(運営委員)

第20条 本オーケストラの事業を推進するため、団長の附属機関として姫路市ジュニアオーケストラ運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、団長が別に定める。

第7章 補則

(補則)

第21条 この規約の施行について必要な事項は、別に団長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年3月1日から施行する。